

販路開拓支援事業助成金

宅配・テイクアウトを実施する飲食事業者に対し、
容器及び消耗品に係る経費を助成します!!

新型コロナウイルス感染症の影響で飲食店の売上が大幅に減少となっております。商工会では、販路開拓助成金の内容を今年度限定で拡充し、宅配・テイクアウトを実施する飲食業者に対し、宅配用・テイクアウト用の容器及び消耗品に係る経費を助成します。詳しくは以下をご確認いただきご活用ください。



交付対象者

「宅配・テイクアウト」を実施する飲食事業者

※御前崎市商工会員に限る

対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日までに支払完了すること

※令和3年3月申請の場合は事前にご相談ください

対象経費

- ①宅配やテイクアウト用（仕出し用パック等含む）容器
- ②それに伴う消耗品（携帯おしぼり等）

助成額

助成額3万を限度として、消費税額を除く宅配用・テイクアウトを目的とした対象経費の**3分の2（助成上限額3万）**

※助成上限（3万円）以内であれば、1年度に3回まで申請可能とします

※予算に達し次第終了となります。

【申請イメージ】

	対象経費（税抜き）	助成額
1回目申請	9,000円	6,000円
2回目申請	21,000円	14,000円
3回目申請	15,000円	10,000円
	助成額合計	30,000円

申請方法

原則、購入完了後2週間以内に以下必要書類をご提出ください。

- ①実績報告書（※）②支払い証明（領収書・レシート等）③購入商品の明細（請求書・レシート等）
- ※実績報告書は商工会にご用意しております。

詳しくは、御前崎市商工会まで ☎0537-86-2146
（担当：鈴木、齋田、渡辺、廣岡）